

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年9月3日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 吉田 知史
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アパティ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

遺産分割等に関する見直し

令和元年7月1日に相続分野に関する改正民法が施行されました。今回は配偶者の保護や相続人の不利益を一部解消するために改正された「遺産分割等に関する見直し」について紹介致します。

1. 遺産分割等に関する見直しや規定の創設

今回の相続法改正において、遺産分割制度に関し、次のような見直しが行われました。

配偶者保護のための方策として、居住用不動産の贈与等に関する持戻し免除の意思表示推定規定の創設

預貯金も遺産分割の対象であることが明確に

遺産分割前の一定額までの預金払戻し制度の創設

2. 配偶者間の居住用不動産贈与の持戻し免除の推定 (R1.7.1～以降の贈与にのみ適用)

相続税法における贈与税の配偶者の優遇措置として、婚姻期間が20年以上経過した配偶者へ居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという「贈与税の配偶者控除の特例」があります。実際に、この特例を用いて配偶者間で居住用不動産の贈与を行う例が多くみられます。

このような配偶者への居住用不動産の贈与であっても、改正前の相続法では、「配偶者の特別受益」となり、相続開始後に法定相続分を計算する際には、贈与を受けた居住用不動産の相続開始時点の時価を特別受益として相続財産に持ち戻すこととされています。そして、その計算した持分から、居住用不動産の相続開始時点の時価を差し引いた額が配偶者の法定相続分となります。つまり、改正前の相続法では、居住用不動産の非課税贈与をしても、遺産分割時の配偶者の取得分を増やすことにはなりません。

配偶者保護の観点から、改正後の相続法では、婚姻期間20年以上の配偶者への居住用不動産の贈与・遺贈については「持戻し免除の意思表示」があったものと推定する規定が設けられました。この改正は、税法の婚姻期間20年以上の配偶者への居住用不動産の贈与への税制上の優遇措置の趣旨を民法にも採り入れたものといってもよいでしょう。ただし、相続法改正後も、遺留分算定の際には、持戻し免除の規定は考慮されませんので配偶者への居住用不動産の贈与であっても遺留分侵害額の計算をすることになりますのでご注意ください。

3. 預貯金の遺産分割に関する規定の整備 (R1.7.1～以降の請求であれば、改正以前も適用)

預貯金も遺産分割の対象であることが明確に

実務上、遺産分割の際には不動産等と同様に、預貯金等も適宜相続人ごとに割り振って取得させる方法が広く行われています。しかし、預貯金等の金銭債権は可分債権として当然に各相続人に分割して相続されるという最高裁判例があったため、長年、裁判所における遺産分割審判の際には、預貯金を相続財産として取得者を調整するような遺産分割を行うようなことはできませんでした。ところが、預貯金が遺産分割の対象にならないという取扱いを、預貯金が遺産分割の対象となると判例変更した最高裁決定が平成28年12月に出され、現在では遺産分割審判であっても預貯金を含めた遺産分割を行うことができるようになりました。そして、今回の相続法改正では、預貯金等が遺産分割の対象であることを前提とした規定が明文化され、単独での引出しは一切できません。

遺産分割前の一定額までの預貯金払戻し制度の創設

このような状況から生じる相続人の生活上の不利益を一部解消するために、今回の相続法改正で、預貯金の一部について単独の相続人による仮払い制度の創設が行われました。なお、この仮払い制度で引き出せる金額上限は、次のいずれか低い方の金額までとされています。なお、通帳ごとではなく、金融機関ごとに判定されますので、ご注意ください。

- 1) 預貯金口座の残高の3分の1に、請求を行う相続人の法定相続分を乗じた額
- 2) 150万円

4. まとめ

配偶者間の居住用不動産の贈与の持戻し免除の推定は配偶者を保護する規定ですが、配偶者が不動産を取得する原因が相続であれば不動産取得税がかからないのに対し、贈与の場合はかかるなどのデメリットもあります。相続税がかかる資産家の場合は二次相続対策まで含めたうえで配偶者への財産承継を検討する必要があります。預貯金の仮払制度を含めた遺産分割等に関する見直しについて詳細をお知りになりたい方は、お気軽に担当までご相談ください。